

新旧対象表：おきぎんSmart利用規定

青字：追記/修正箇所 赤字：改定箇所

改定後	改定前
第1条 用語の定義 (省略) 右記、文言削除。以降、順繰り下げ。 (省略) 第4条 本サービスの内容 (省略) 右記、文言削除。以降、順繰り下げ。 (省略) 右記、文言削除。以降、順繰り下げ。	第1条 用語の定義 (省略) 18. 「JCB デビットカード」とは、当行が発行する「おきぎん JCB デビットカード」をいいます。(削除) (省略) 第4条 本サービスの内容 (省略) (29) 利用者が、JCB デビットカードの申込みを行うこと。(削除) (省略) 第12条 JCB デビットカード申込み 1. 本アプリにおける JCB デビットカードの申込み対象者（以下、申込者といいます）は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。 (1) 本アプリに普通預金口座を登録済み（美ら島支店を除く）で15歳以上（中学生を除く）の方 (2) JCB デビットカードに登録する普通預金口座（美ら島支店を除く）において、キャッシュカードを発行済みの方 (3) 当行が発行した JCB ブランドのデビットカードを保有していない方 (4) 店頭窓口等で JCB デビットカードの申込みをされていない方 (5) 申込画面で表示されるおきぎん JCB 会員規約等に同意する方

改定後	改定前
(省略)	※ 登録する普通預金口座にキャッシュカード・通帳紛失等のお取引を制限する情報の登録がある時など取扱いができない場合があります。 ※ 美ら島支店の普通預金口座はデビットカードへの登録対象外です。 1. 本アプリにおいて申込み可能なカードは以下のとおりとします。 ・ おきぎん JCB デビットカード（単体型） 3. 申込みの取下げ、申込み内容の変更を依頼する場合は、申込者よりおきぎんデビットカードセンターへ連絡するものとします。 4. 申込者は、当行における審査の結果、カードの発行ができない場合があることやその理由等の開示を受けることができないことに同意の上、申込みを行うものとします。 (省略)

附則

改定履歴

No.	日付	改廃区分	運用開始日	内容
1~29	省略			
30	2026.10.2	改定	2026.11.4	おきぎん JCB デビットカード（単体型）申込機能の閉塞